

議会運営委員会

平成19年1月18日午後2時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄 ○里川宜志子 松田 正
浦野 圭司 中西 和夫
中川議長

2. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 峯川 敏明

3. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 里川委員、松田委員

委員長

委員の皆さんには大変ご苦労さまです。本年もどうぞよろしくお願いを致します。全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。会議録署名委員に里川委員、松田委員を指名いたします。両委員にはよろしくお願いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりであります。それではレジメに沿って進めてまいりたいと思いますが、昨年12月18日開催の議会運営委員会で、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の審査中において、松田委員からご指摘のありました条例の公布文と議決内容との違いがあったことについて、その後の調査と対策について説明方を本日、総務部長と総務課長に出席を求めていますので、先に説明を求めることと致します。

植村総務部長。

総務部長

この度はそういったことで色々お時間をとっていただきまして大変ありがとうございます。今、委員長おっしゃいました関係につきまして、我々の方で調査した関係につきまして、簡単にご報告させていただきます。資料で提示させていただいておりますけれども、斑鳩町附属機関設置条例の別表について、という題でございます。お話にありましたように経緯につきましては、書いてございますように、当斑鳩町附属機関設置条例は、平成12年3月定例議会において、議決され、同月24日に公布したものであるが、議決されたものと違う別表が、交付されていることが判明したという事で、判明いたしましたのは、平成18年12月18日開催の議会運営委員会において、本会議から付託されました「議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する

る条例について」の審議の中におきまして、松田委員さんからの指摘にあった事によるものでございます。その経緯はそうした事でございますけれども、調査させていただきました概要でございます。その後におきまして、平成12年3月当時の担当部長、これは収入役さんのことでございますが、課長、課長補佐、係長からそれぞれ事情を聞き取り、また、当時の資料等の検索等を行ないました。しかしながら、当時の担当者においても、議会に対して、議案の差替えをお願いしたというような記憶もなく、また当時の資料においても、異なる別表を公布していること以外、新たな記録は発見する事に至らなかったわけでございます。また、なぜ議決いただいた別表と異なる別表を公布してしまったのかという事につきましても、このことについては、確とした原因を特定するまでは至らなかったという事でございます。そういった事で、今後の我々としての、これから、今後の対策でございます。議決内容と異なったものを公布した事については、厳然とした事実でございます。今後、同様の事例は、絶対発生させてはならないという事でございます。今回の原因については、特定するまでは至らなかったという事でございますが、最終案にいたるまでの審議過程における検討案を、担当者が誤ってパソコン等から抽出したのではないかという事も全く排除できないのではないかと考えております。このことから、今後は公布するに際しまして、公布文書を別途作成するのではなく、議会において原案の修正を受けた場合は別といたしまして、議会に提出いたしました議案書自身を謄写したものを、公布するというようにする、という事。また、文書整理における基本的事項ではございますが、パソコン等に保存している文書については、審議過程中的のものと、最終案とを明確に区分をする、ということ再度徹底するというようにする、という事でございます。今後は、より一層、議会との信頼関係の構築を図ることにより、住民の信託にこたえてまいりたいと考えている。という事で今後そういった事のないように、という事で考えているところでございます。そういった事で以後、参考として1及び2を付けておりますけれども、本職から各部課長宛に例規の公布という形で、例規公布の方法についての統一見解を示さ

せていただいております。基本事項、それと公布文の作成の内容等を網羅したものでございます。それと合わせまして12月28日、総務課長名におきまして各課長宛に文書の作成及び整理についての通達的なものを出させていただいたものでございます。文書の作成におきましては、審議過程中的のものと最終案を明確に区分するという事で、文書を作成し、パソコンその他の媒体等に保存する際に、審議過程において作成した中間案と最終案のフォルダを分けるなどの手法により整理を行い、公文書その他資料の正確性の確保に努めるということにさせていただきたい、という旨の文書を出させていただいたわけでございます。そうした事によりまして、今後こういった同じようなことにならないように、という事で我々としては志していきたいと考えております。そういった事で簡単でございますけれども、報告兼ねての主な対応という事でございます。以上でございます。

委員長 　ただ今、部長から説明のありましたことにつきまして、質疑、ご意見等お受けいたしたいと思えます。　松田委員。

松田委員 　本来ですね、今日までこの提出議案についてどういう風に対応されるかということが明らかになっておりませんでしたので、私自身がこの事について、次の3月議会で一般質問をしたいというつもりでございました。ところが今日一応、釈明をされているんですが、この通りであろうかという風に思うんですけれども、これはですね、単に議運で説明をして終わりとするのかですね、あるいは3月議会に何らかの形でこういう面について、議案提出の際に町長が言われるのか、あるいは改めて関係者から説明があるのかですね、いずれにしてもそういう手続きがとられるのかどうかという事をまずお聞きしておきたいと思うんです。

委員長 　まだ議長とも相談はしておりませんが、副委員長とも打ち合わせの段階で議会運営委員会でこれらの事をご了承というのか、ご理解いただければ町長名で議長宛にこの一枚目を出していただく。そして直近の全員

協議会の場において、再度理事者側から全議員さんに説明をしてご理解をしていただくという事で、正副委員長の方では粗方、一つのそれは確認してるんですが、まだ議長ともそれは出来てませんので、本会議場云々という事も公表していかなければならないのかなという事も思うんですが、どこでこの事を残すかという事になってきますので、それも一緒に皆さんがご意見をいただいて、進めていきたいと思えます。ただ、部長が説明しました別表について、というこの文書は町長から議長宛の公文書として出していただきたい、それは申し入れている事を申し上げます。

松田委員

僕はね、何らかの形で本会議において議事録に残る形を作ってほしいと思っているんです。と言うのはね、特に12月議会の最終議会が終わった時の町長挨拶の中で、これについての釈明は一つもなかったと思うんです。ただ、委員会修正案を可決してもらってありがとうございましたと言うだけであって、誠に遺憾であるとか、こういう関係っていうのは許されるべきであるのかどうか、という関係についての見解が一つも釈明がなかった。しかし、議会としては事柄がどうであろうと言えども、議決した内容が異なった形で公布をされているという事については許す事が出来ないという風に私は思うんです。それは信頼と信用の、信疑信頼の関係に基づくものでありますから、単なる事務の間違いであったという事にはすまない問題であるという風に私は思うんです。それだけにですね、やっぱり重視をして、ここに言われていますようにあってはならん事であるという風に町が理解をされているとするならですね、私はこれ以上追求しようとは思いませんけども、少なくともこういう間違いというのは、起こらないという関係をやっぱり議会全体の場において、町から答弁するという事が当然ではないかという風に思えますので、是非ともそういう形をとっていただきたいという風に思うんです。それと同時にですね、この附属機関の設置条例の別表の関係なんですけども、あれで事が足りるとするののかどうかという関係についてはですね、時間がないという委員長の事もありましたから当時は議論をしませんでした。しかし、条例の制定の主旨で言ってますように、3つの条件のうち

のどれに該当するのか、という関係が必ずしも明らかでないし、入ったものが入ってなくなっているわけですから、そういう関係についても、これは3項目のうちのどれに該当するのかという事が分からない、というように思うんです。特に法的根拠を示す内容でという事になっているんですけど、そうすると例えばという事で申し上げたけれども、藤ノ木古墳の関係は、整備検討委員会の関係は条例に書いてる、ところが同じような性格でありまして、中宮寺の関係については入ってない。ただし、中宮寺の関係については条例に検討委員会を持つという事を書いてる、ところが藤ノ木の関係については、規則でしか書いてない、という関係の違いはあるんです。ところが、当局が出してくれている資料の関係を見ても、法で整備をしているものと、あるいは整理をされていないものもありますし、あるいは条例なり要綱で制定されるもので、必ずしも区分をされて扱いが決まっているようにはないと思うんです。ところが参考で言う、当面、法律の根拠がないものとかという関係っていうのは明らかですし分かるんですけども、それから更に臨時に対応しなきゃならんものという事で言ってる、臨時という事になれば、確かに分からんと思うんですけど、参考で言ってるんなら中宮寺その他の関係のものも当然入ってくるべき性格のものではないかという風に思いますけど、それが入ってないとかいう関係でですね、そういう関係の中身の精査の必要がないかどうか、という事についてどんな見解をお持ちになっているんかだけ聞かしといてもらえますか。

総務部長

前にもこの条例の制定させていただきました3つの要素がございますけれども、その中でどの分にあるのかという事で、ただ今委員さんおっしゃったような内容を前にもお尋ねあった事の中で我々としては示してこなかったという事でございますけれども、今後のことを考えてみれば、こういった別表についてはどの区分に入るかという事も我々としてはやはり認識する意味では、必要ではないかと考えておりますので、機会がありましたらそういった事を示すような事も必要ではないかと考えております。

松田委員

やっぱり、中身が違ったという関係は分かるんですけども、今度その、現在のある設定をする根拠にしている関係の3つの条件のうちのどれに該当するのか、それを検討した上で、更に追加すべきものであるのか、必要がないのか、という関係について検討を合わせてしてみてくださいという風に言って、初めてその事になれば、それぞれの理屈があれば、私はいいと思うんですけど、その事が問題を残したままであるとすれば、どうかという風に思いますし、特に条例でも法令審査会ですか、そういうのもあるんですし、年に4回もつという事も書かれているんですから、そういうところについて、やっぱり憤慨を、適切なのかどうなのか。例えば委員会で差替え案で了承はしましたけれども、例えば民生委員推せん委員会の関係なんかは削除されてるわけですよ、ないわけですよ。今度差替え案でも出てないわけですけど、それから何とか委員会ですか、あの関係も抜けてるわけですよ。今度入ってきて、前にはなかったという関係などについて、そして今度また差替え案では出てるわけなんですけど、そういう関係などについてなぜなのか、という事が分からんわけですよ。だからそういう関係について、もうちょっと精査をしてですね、あの項目のどれに該当するのかという事をきちっと整理しておく必要があるんじゃないかという風に私は思うんです。そうしないと、そうしないと検討した事にはならんと、これは私は二つ、この前の時に要望してるわけですから。一つは所在責任、それを明らかにしてほしいという事、中身はこれでいいのかどうかという関係についていっぺん検討してみてくださいという事を言ってる、中身の関係の検討は出来てないように思いますから、ほんとにあれでいいのかどうか、差替えはしてますけど、とりあえず時間がないからという事でしたのであまり中身をしなかったわけですよ。ところがいわゆる町長部局、町長所管になってる関係が7項目あって、教育委員会が4項目ですね、その関係も合わんわけですよ。ですからその辺についてもどういう風に整理していくのかという事を検討して、これで間違いなかったというなら間違いのないでいいですよ。あるいは足さなあかんとか、削るわけにいかんという事があるん

ならそういう事にして、きちっとした整理をこの際しておくという事の方がいいのではないか、という風に私は思うんでして、それらの関係も12月議会でも申し上げたかったんですけど、時間がないという事でとりあえずという事で一応格好つけたという事になってると思うんですよ。そして、今日誠意を示してこういう風に出されているんですが、その事についてもとやかく言いませんけども、出来ればそういう検討を合わせてしていただいて、間に合わなければ3月議会ではやむを得ないと思いますけども、出来るだけそういう事にしておいてほしいという事を特にお願いしておきたいと思います。

委員長

今の松田委員のご意見その通りだと思いますので、理事者側としては再度ね、これは急ぎよ前の瑕疵があるんですね、議決した内容じゃないという事、その事についての精査を再度やっていただいて、その上での修正案ですので、その基をきちっともう一度精査していただきたい。そしてたぶん必要があると思うんです、今の経緯から考えていってもあると思いますので、その内容を、私としてはちょっと乱暴なやり方というのは、実害を受ける委員会がああ形でないだろうという、直感の基で委員の皆さんにご無理を申し上げて、今、松田委員がおっしゃった通りでああいう修正案で議決させていただいた、そういう事もありますので、そのままおいとくという事は、やはり問題、この原因とか再発防止に対してはこういう形でやっていただければそれでよろしいですが、やはり瑕疵のあるというのは、公布されている条例がまだ残っているという事があると思いますので、是非ともその点を調査していただいて、この3月議会で再度修正案を出していただけるのかなと思いますので、そういう、是非ともやっていただきたい、そのように思うのですが、その点についてはどうですか。

総務部長

幸いにもこういったご指摘をいただいた事について、おかげさまでこういった事を見つける事が出来たと思います。そういった事は今回の事で更にこの関係について精査いたしまして、必要な分がありましたらま

た条例改正という事をお願い、こちらからしなきゃならんという事でございますので、その際はそういった機会をいただきますようお願いしたいと思います。

委員長 それともう一点なんですが、当初全員協議会の方でこういう形でして、という事も考えておりましたが、松田委員がおっしゃるとおりだと思います。本会議場で釈明というのか、私も委員会の時にも、松田委員からも議会にも落ち度あるような言い方されたら云々という事も聞いております。その時は釈明という形じゃなくて、謝罪という形が必要になってくるの違うかなという事も考えております。こういう報告で了承していく限りね、やはり本会議場での会議録、町長からの釈明という形を、文書ではもちろんしていただくんですが、本会議場の会議録に残したい、そのように思いますので、他の委員さんどのようにお考えですか。全員協議会での報告だけで済ませるかなという事も考えておりましたが、今、松田委員さんおっしゃるように、本会議場でいろんな場所でという事で、どうですか。

 そうした時にね、ちょっと局長、会議録はどのように整理されてるのか。例えば本会議場で町長の招集挨拶ですか、文書ではいただいてないけど、その中で挨拶は会議録に残ってあるのか、議案の提案説明の中には出てくるのか、どちらの方が。

事務局長 本会議録の中には町長挨拶も全て、しゃべられた事については、全部記載はさせていただきます。ただ、先程松田委員さんの方からのご意見もございましたように、また理事者側の方でもこの中身について精査をしていただきますけれども、条例改正案という形で出す必要が生じてきたという事になれば、そこでその辺のお話はしていただける、またそういう機会がないとすれば、冒頭の開会の挨拶と言いますか、そこで町長の方から釈明という形でしていただくことになるんじゃないかなと思います。また理事者側さんの方とも調整をさせていただきたいと思っております。

委員長 場合によっていろんなケースで必ず会議録に町長からのこの件についての釈明と言うんですか、決意を述べていただくという事で、委員会としてそのように考えますので、また色々連絡し合いしながらやっていきたいと思います。議長の方にもその事でよろしくお願いしておきます。

松田委員 僕はね、何でこんな事を言うってね、きっちり本会議で議事録に残す形で処理をしてほしいという事を申し上げるかと言いますとね、これを提起をいたしまして、今ここで書いてるんですけど、すぐに提起をした後で整理をする事で休憩なってるわけですよ。再開をして差替えという事になったけども、この関係についてどういう議論があったのかという事は全く委員会記録でも恐らくまだ整理されていないのと違うかなと思うんです。それと本会議での委員長説明もありましたけど、やっぱり中身がちょっと不十分、私から言うと不十分なわけで、さらっと流されてしまったという風に思いますし、町長の最終日の挨拶の中でも、本当にこの重大性というのを認識したお答えという言及ではなかったという事に思いますから、そのままで委員会だけで事を済ませるという事になったとしては、議員自身でもなぜ差替えになったのかという事の本当のところの意味が十分分かったんだろうかという風にさえ思われるんですよ。そういう意味からするならこの事はあってはならんという事を当局もお認めになったんなら、きっちりそういう事を今後、起こしてはならんという事を十分理解をする意味合いから、はっきりしといてくれたほうが議会の信頼と信用の面からいっても最もいいんじゃないか。そしてなおかつ町側としても責任をもって、これは遺憾であったという事が心から言ってるという釈明の場にもなるんじゃないか、という風に思いますから、出来れば私はそうしてほしい。そうでないと、あれは委員会だけで問題処理をしたという事になってしまうんじゃないか、という風に思いますからそれはあんまり議会として好ましくないんじゃないか、という風に思いますから、はっきりやっぱりしてほしい。本来ならもう少し追求したいところですけど、出ているという事からいくと、一般質問

するの、再度、これやめとこかなという気にもなってる位ですからね。何らかの形でやっぱりこういう形というのは残しておく必要があるだろうという風に思って申し上げたという事ですから、その辺の真意を十分お汲み取りをいただいた上で対応していただけたら結構かと思います。

委員長

何回も繰返しますけど、やはり私自身の気持ちも、これはもう責任追及していくべきかなという事も考えておりました。私は委員長としての立場で議会運営委員会に付託されておりましたので、急きょああいう形をとらせていただいたという、そういう気持ちも持ってます。だから、あくまでも今松田委員が色々おっしゃってる事は、私は私も言いたいという形であって、やはり最高責任者である町長に、そういう場所ですっかり認識してもらって、こういう事は絶対あってはおかしいんですよ。だから、その中で、私は公布文の記述も見させていただきました、休憩中でしたけれども。だからその責任というのは、やはり最終的に町長にあるということですので、その点をしっかりと町長に認識してもらって、また議長ともその事で次の3月議会にはきちっとした態度、対応をとっていただきたい、重ねてお願いいたします。

他にございませんか。

(な し)

委員長

それでは、ただ今色々委員さんからもございましたが、今後の取扱いについては、このようにマニュアルも改定を行うという事ですので、遺漏のないように対処されるよう強くお願いを致しておきたいと思えます。そして、今日、松田委員からいただいた事もしっかりと認識していただいて、対処していただきたいと思えます。

本件については、以上で終わります。総務部長、総務課長には他の公務もありますので、これで退席してもらおうことと致します。ご苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

(午後2時29分 休憩)

(午後2時29分 再開)

委員長

再開いたします。

1. 協議事項(1) 継続審査①町議会の財政健全化と議員定数についてを議題と致します。

昨年の議会運営委員会におきまして報告致しておりましたように、複数常任委員会制を導入することについて、委員皆様方から賜ってまいりましたご意見等を参考にさせていただき、正副委員長等で協議を行い、委員会条例改正等の検討素案を作成させていただきました。この案を参考にさせていただきまして、昨年に引き続き、各委員の皆様方からご意見をお聞きしていきたいと思いますが、まず、素案について補足説明等をさせていただき、その後、ご意見をお聞きしていきたいと思いますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。それでは検討素案につきまして、里川副委員長の方から説明をさせていただきます。 里川委員。

里川委員

そしたら、委員長と協議をいたしまして一応皆様のご意見も参考にさせていただいた上での取りまとめをいたしました素案について、ご説明させていただきます。前回定数につきましても、今度の一般選挙は定数15というところで、それと複数常任委員会制度を採用するという事は全委員の皆様方に確認をさせていただきましたので、その複数とする上でどういう風に考えていけるかという事のご意見もいただいて参りましたけれども、今日、ご提出させていただいてるように、とりあえず常任委員会5つでスタートしてみてもどうか。そして議長の取扱いにつきましては、一旦委員となって、その後ご辞退いただくというやり方に

ついて、当てはめる委員会については予算、広報、議員は2つの常任委員会に所属するものとするという風な考え方に立ちますと、2つ議長にはまってもらわんといけないという事から、予算と広報に振分け、議長を振分けさせていただいて、ご辞退いただくという形にしたらどうだろうか、という風な考え方もさせていただいたところです。これにつきましては、とりあえず今、複数常任委員会制を取り入れて検討している議会が他にもなかなかないんです、今実際は。そんな時だからこそ余計に私たち斑鳩町議会は今後の定数問題も含めていろんな可能性を追求して積極的にこういう事をやっていながら、そしてさらにまた次の定数問題の時にも、十分この常任委員会のあり方の考え方を色々やる事によって、また更に皆さん方からご意見をいただいた上で検討していけるのではないかという風に考え、今回につきましては積極的に常任委員会制度をとる。そして特別委員会は極力、基本的に設けない形で考えていこうという立場に立って、皆さん方から素案をいただいた中での取りまとめという風にさせていただきました。皆さん方のご意見の中には色々なご意見がございましたので、いただいたご意見をうまくすり合わせするという中では、不服とされるような内容もあるかも分からないんですけれども、一応、多数のご意見いただいたところの検討を加えながら、今日お配りさせていただいた資料のような形で正副委員長と取りまとめをさせていただいておりますので、何かこの中でどういう考え方でこうなったのか、という事がございましたら、積極的に委員の皆さん方からご質疑をいただく、そしてまたご意見をいただくという中で、本日何とかご協議の方を進めていけたらと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

ご苦勞様です。里川副委員長の方から先般色々協議させていただきました事について、掻い摘んで説明をいただきました。この事について、ご意見をいただきたい、そのように思ひますのでよろしくお願ひいたします。

松田委員

色々検討してくれたんだと思うんですけど、私としてはあんまり賛成しにくい内容だという風に思うんです。いずれにしても、定数を1名減にして、15人にしようという関係については前提があったという風に私は思うんです。それは少なくとも常任委員会委員の複数委員会制という関係を前提にして、それ後に法が決まれば改めて検討するという関係を含めたものとして、現行の法体制の中では3常任委員会制という関係を堅持をすると、そして最低5人は確保するという一つの前提の中で、少しでも住民の付託に応える形をとるべきだという事で、その辺の条件を確実化をしながら考えていくとすると、15名というのは限界ではないかという事で1名減という事しているという風に思うんです。だから提案説明の際にも言ってますように、いわゆる委員会が複数常任委員会制という事に法律改正になった段階で改めて検討する事がやぶさかではないという面で、説明してるのはそこにあった。そして15名という関係がまとまりを見たという関係の、その辺を配慮した委員も、かなり私はあったはずだという風に思いますし、私自身が初め提起をいたしました議員数の関係についても、15名案ではなかったわけですから、そういう面からいきますと、やはり私はそういう事を含めて当面、3常任委員会制という関係でいく限り、あるいは1委員会5名という関係を堅持しようという感じではもうそうしか方法がないのかなという事で15という事に賛成をしたわけでありまして、複数制に変わってくると改めて考え方っていうのは変わってくるという風に思います。そういった意味で、その事を先程も言われてますように、とりあえず今年の4月の改選期には15でいくけれども、次にやっぱり更に検討を続けていくんだという一つの余韻を残した形でいくとするなら、そういう形の決め方というものがあるはずだ、という風に私は思うんです。だからそういう関係というのは全く無視されてしまって、15というものを基本において限定した中でですね、論議というのか常任委員会制を考えてしまうという事で、後に検討の余地を残していくという事には、私はなっていないのではないかという風に思うんです。だから、あくまでも今回の改正というのは、私自身は3常任委員会を堅持をし、5名以上を確保すると

いう基本的な理念というものを尊重した上に立って考えていくべきだ。従って、そういう常任委員会のあり方を考えて、議員定数というのは時間が必要であるとするならば、更に更に検討していくと、しかしそれは現在の常任委員会制度を考えた上に立っての、あまり大きく数の変動は容易に行えるという前提の上に立って、考えていく方がいいのではないか、という風に考えています。従って結論から申し上げますと、常任委員会を4つにした形での複数制という関係については、常任委員会を増やすという関係については反対であるという風に言わざるを得ません。従って、更にここで増やすという風に言っている予算委員会の関係なんですが、予算委員会の関係についても、考えてみるとですね、現行の、これのままでいきますと、恐らく具体的に書いていないんですけど、恐らくそうだと思うんです。だから、特別予算の関係についても、予算に関する問題でありますから、それぞれの委員会で単独で審議してる状況があるんですけど、これがそうならないのではないかと、特別会計の関係についてはどうするんかという事は明らかにしていないし、特別委員会という関係もこれは予算委員会で審議する事になるんじゃないかなという風に思う。そうしますと、常任委員会と特別予算の関係について、入る条件というものが一体どうなる、ややこしくなるのと違うかな、どうなるんかなというように思います。従って、一見、国会などの関係から見ると、予算委員会も常任委員会という事にしたらという事、ある意味合理的なようには見えるんですけども、地方における今日の委員会のあり方については、あまり好ましくないのではないかなというように私は思うんです。少なくともやっぱり常任委員会としては3常任委員会を堅持をしていく。そして3常任委員会の中での議員のあり方というものを考えていくという関係。そして現行の委員会、常任委員会外の関係の委員会がありますけれども、それらも含めた対象として考えていくという事にした方が将来の議員定数を考える上からはね、こういう意見もいいのではないかと、という風に考えているわけです。従って予算の関係については、特別会計の関係もありますので、できればやっぱり当初予算の関係については予算審査特別委員会を設けて決算も言ってるんですけど

も、同じような形でした方がいいのではないかというように思っているんです。従って、委員会数については予算委員会をもつてることについては賛成をしない。そして3常任委員会制というのを堅持をすべきである。その中でやっぱりどうしても必要であるという関係については、議運なども必要でありますから、議運と4つの委員会で色々考えるという方がむしろ合理的にいくんではないか、という風に私は考えるわけです。そして、議長の広報発行特別委員会の関係については言葉で言いにくいけど、名前は広報発行特別委員会というのもいいんか分かりませんが、むしろ発行責任者の関係というのは議長である事は間違いない。むしろこれは編集に携わるという関係が主であるという風に思うんです。従ってあえてこれは常任という言葉をつけなければならんという風ではないと。やっぱり議会広報編集委員会、編集委員会という形でいった方がむしろいいんと違うかな、発行という関係をつける必要はないのではないかという風に思いますし、むしろこれの関係について、議長が携わっていて責任があるという関係でいくんなら、むしろ議長というよりも委員長を、議長も含めた上で各委員会の委員長という事で5人構成にした方がいいんと違うかなという風に、私は思うわけです。それから、議長を除く関係もあるんですけど、それはあえて数合わせをするために議長を除いている、僕はそうであるなら初めから議長というのを別枠にして、議長は常任委員会の委員にはならないという関係にはっきりした方がですね、複雑でなくていいのではないかというような考え方も持っています。従って議員定数については今後も検討していくんだ、あるいは視点としてどう考えるか、その場合には3常任委員会と5名の委員構成という関係については従わないんだという原則を確立した上で検討していく方がいいのではないか、というように考えてます。従って、結局議長の委員会構成委員にすることの是非の関係については、私は委員会の構成委員としないという関係を初めから規程しておく、する者とならない者となるような関係についてはあまり好ましくない、かえって複雑化していると、この案は、というように思う。広報発行の関係についてもむしろ広報発行という関係よりも編集という関係に名前を変えた

方がいいのではないか。あるいは任期の関係について2年という関係については、これは言う事であったり広報の関係であったりする5名という関係は反対ではないんです。これは意見の一致を見るという事であれば、そうしてもいいのではないかという風に思います。常任委員会の関係については、そういう風に私自身は思います。そして、定数も含めて余裕を残した関係、更に日時が必要、審議をする、議論する期間が必要だという関係では余裕を残した形で整理をする方がむしろいいのではないか、というように思います。私自身は考え方としては、全体的な各委員の定数削減の方向もありますけれども、斑鳩町として現在の町民数もずんずん減ってる状態は、一時的な現象かも知れませんが、その辺から考えていくと、あまり大きく人口増大していくという風には思えない。という事の中でいくならば、議員数っていうのは最終的に余裕を残して13名くらいが一番好ましい姿になるのではないかな、という風に思ったりしてですね、今この際に常任委員会数を増やしていくという考え方については賛成をしないという意見をもっています。以上です。

委員長

私の方から、今、松田委員から色々意見いただいた事について、私も今まで関連してきましたし、色々なことでちょっと提案というのか、答弁、ではないんですが、私の意見をちょっと皆さんにも聞いていただきたいと思います。

まず、松田委員がおっしゃってる3常任委員会堅持という言葉、これは確かに私もそのように発しました。これは、あくまでも自治法が改正される以前の一つの常任委員会に所属する、一つ以上は所属できないという法規制の下で、斑鳩町議会が委員会付託を、これは住民のために審議する中での専門性、そして委員会付託制度、本会議中心主義ではなくて委員会中心主義という事を、これは14年当時ですかね、きちっとそういう事を確認してあります。それはなぜかと言いますと3常任委員会を堅持という意味の中には、その時も3常任委員会ありましたが、私の考え方としては2常任委員会であれば議員定数の過半数の委員会が出来てしまう。その事で委員会へ付託してる事については意味が成さなくな

る。これは、あくまでも先程副委員長ちょっと触れられましたが、近隣の町にもその議会運営委員長なり、いろんな方に事ある毎に聞いておりました。そしたら、もう1人1つという以前の自治法そのままを採用するんだ、複数制を採用しないんだと、あるところはおっしゃってます。そうする事によって2つの常任委員会が出来る。当然今は委員会付託をされておりますが、本会議中心主義でいくんだという簡略的な事でいけば一番簡単な事なんです。住民から離れていって専門性も何も発揮しないで、本会議中心主義で議会という形をとっていくのだったら、議会の効率、議会の権威というものがだんだん失墜していく、そういう事が見えてきてます。そして3つの常任委員会を堅持、最低3つなんです。そして幸いにも自治法が改正されてこの1つ以上という形になっている。この法改正は以前からも私からも申し上げているとおり、その常任委員会を増やさない、増やす事が出来ますよという事でここらにも書いてます。そしてまさしくその事は予算常任委員会が1つそうであって、それと広報発行、今は特別委員会でやっています。これはなぜ広報発行特別委員会にしたかというのは、常任委員会だったら1つしか参加出来なかったから、16人の定数の中で、今まで最低3つ作ってた。そこへ広報も常任委員会にしてしまったら、この当時出来たんですね、4つまではOKでしたから、広報を常任委員会にする事は可能だったんです。だけど、そうすれば4つで割ってしまったら4人、こんな委員会成り立たないという事は皆さん分かっておりますので、これを特別委員会と称して常任委員会から〇名という形、それと先程ちょっと議会運営委員会も入れての人数を、これこそ人数の振り割りというか、それだけのことで、議会運営委員会もあくまでも常任委員会からの出身母体で私ども町議会は会派がありません。本来でしたら会派の中から議会運営を図っていくために議会運営委員会というのは設置するべきなんです、会派がないので、私どもは常任委員会からその意見の代表として議会運営委員に来てもらってます。だから常任委員会と全く別個ですから、今の複数制云々の中での議論をするのは、これは意味がないことです。それらの事をもってくれば、やはり今、最初、里川副委員長も説明させていただいたと

おり、常任委員会を増やす、そしてその中で人数を振分けていく。幸いに6名という数字、この予算常任委員会の7名というのは、これはこの事も松田委員はどこかで決めておけばそれは済む事だ、たやすい事である、最初、副委員長との中では辞退するものとするという事でこれは申し合わせでいけるものという事で、そのようにまとめてました。だから6と4でした。議長は最初から辞退するものです、という事で申し合わせでいけるという事で、始めはそのように整理してました。だけど一応問合せをしてみたところ、やはり議員であると、そしたらこの自治法の中では議員は少なくとも一つの常任委員となるものとし、この事に、法を、議長になる議員さんにその事を科せないという事は出来ないんですね、条例でそれを決めていってもダメなんですね、それは無効なんですね。だからこういう形で議長を辞退させる場所はどこだと、それは会議なんです、本会議場で今度議長がこれを辞退する、そして会議が認めた場合に限って常任委員としての活動はしなくてもよい、法律というものはそういうものなので、そういう事だからこうして7名というのを一つ設けました。それで、私どもは3月に15名という事で条例を改正しました。そして、その中で過半数は議長を除いては7なんです、7という数字は過半数なんですね。だから常任委員会で過半数が一番近くて、過半数に満たない数字、6なんです。だから、色々提案していただいた中でも7名という常任委員会を設けようという事も提案していただきました。この事については、これは委員会付託をしていく中での過半数に満たない最大の数字は6、6という事で限定しようという事で出発させています。だから、先程も申し上げましたけど、予算常任委員会の7名につきましては、これはダミーと言ったら失礼ですけど、議長が一旦ここへ就いていただいて、それで会議に諮って辞退してもらおう、そういう組立てをしています。それと予算常任委員会は、これは当初予算につきましては、以前から設置してました予算特別委員会と同じ役目をします。特会についても、当然、この予算常任委員会で審議してもらいます、6名の予算委員です、あくまでも6名です、それで欠員1という事で、議長はオブザーバーで入っていただきますから採決に加わる事は出来ません、

辞退してますから、という事で当初予算は特会につきましてもこの予算常任委員会で審議していただきます、今までと同じ形です。それで、補正予算、例えば国保税、特会のとか、下水の補正が出た場合、これは今と同じように、今もこれは付託先は下水につきましては建設水道常任委員会、国保税につきましては厚生常任委員会、同じようにそれは、特会の補正予算につきましては、担当所管する事務、という事で3つの常任委員会に付託します。それで一般会計、これは今まで総務常任委員会に付託して、担当所管する分については、前もって一応議論してもらい、理解を求めていくという、言えば一つのあやふやなやり方。そして、総務常任委員会には全体がいますので、例えば建設関係の補正予算であれば、その事業については建設水道常任委員会で理解してもらっているという前提のもとで、総務常任委員会で一般会計補正予算をやっている、こういう事が予算常任委員会を設置する事によって、きれいに専門的にしっかりと議論していただける、しかもその予算常任委員会には複数制の中で、いろんなところからも来ておられる。委員長については広報と兼ねてもらいたいという事になってますので、委員長以外の方は建水なり厚生なり総務なり、それは片寄る可能性はありますが、少なくともその常任委員会に所属されている副委員長以下の、委員長以外の方がおられる可能性が出てくる。そしたらそのまま出来るという事になります。そういう事を色々考えながら、この形をとらせていただきました。この事について松田委員からは3常任委員会堅持という事はなぜ守らないねや、というような事でおっしゃってますが、私は3常任委員会を堅持しなければいけないという意見、当然、今までの自治法の下で1つの常任委員会しか所属できなかった、このような小さな定数の議会という事についての機能を高めるために、それは堅持という言葉を使わせてもらっていたし、委員会付託をそれこそ14年当時のまとめとしても、現在の中川議長も委員としておっしゃってますが、委員会中心主義の特性、掘り下げた専門的論議が消滅してしまうと、2常任委員会制度を採用すればこうなるんだという事で、色々な事を提案された、それらの事を加えた上での私は里川副委員長とこのような案を作成させていた

だいたと自負しておりますので、何とぞ皆さんご理解の上、よろしくお願いいたしたいと思います。

里川委員 補足と言うよりも私の意見なのですが、予算につきましては、なぜこういう常任委員会形式をとったらいいのかと思ったのか、というのは、先程ちょっと委員長もおっしゃってました、一般会計の補正予算などがあった時の取扱いについて、ちょっと私自身もこれまでにこの取扱いのあり方ってというのはどうなんだろうか、というのをちょっと疑問に思ってた点があった事が1つと、それとまさしくね、今、非常に地方自治体としては財政が厳しい状態にある。収入の部においても、国がどんな風に制度変えてきてどうなっているのか、そして地方の住民税もどんどん変わってきてます、制度ね。こういう入のお金や出のお金の中で、やっぱり議員がもっと専門的にね、この事について精通して認識もって勉強して、本当にこのお金、斑鳩町の会計のあり方についてですね、やっぱり責任をもって将来の見通しもしながら、一時的な特別委員会ではなくて、きちっと常任委員会として検討していくんだという姿勢というのは今まさにあってもいいんじゃないかなという事を強く感じたんです。その上で先程も申しましたけれども、私、任期もそういう意味ではまだ1期目の議員さんも今現在も割と多いですし、私たちもしっかり勉強まだまだ、やっぱり議員みんながしていかなあかんだろうという中では、任期2年にさせていただいて、2年間こういう形でやってみて、次ですね、そして最初2年間やってみてその後半の2年の時に差し掛かる前にですね、今、松田委員が心配されたような内容について、もう一度みんな議論しながら、常任委員会のあり方はやってみたけれど、これでいいのだろうかどうか、とかね、これ本当に法律が変わってね、法律が変わったところですし、他はどこもやってないというような内容の複数の常任委員会制度を取り入れてやっていこうや、という中では私は前向きな積極的な形でやりたいし、やってダメだったら試行錯誤でいいと思うんですね。やってもしもダメだったらそこでまた次、改選ありますので、メンバーも変わってると思いますけれども、そういう中でまた良かった

事、悪かった事皆で出し合って、議論して再度これでいいのかという検証はまたさせていただいたらいいんじゃないかな。とにかく私は前へ踏み出していきたい。そして斑鳩町としてこの予算なんかについても、本当に議員も腰据えて入や出やという事についてもっと真剣に勉強していかなあかんの違うかという意味もあって、こういうやり方を一度してみたいなど、せっかく法律も変わったので、斑鳩町議会としてはこういう姿勢で臨めばいいのではないかな、という風にちょっと感じたんで、これは本当に私の意見なんですけれども、その中ですり合わせさせていただく中でも、皆さん方からも予算については常任委員会制でもいいのではないかと、というご意見も多数いただけたので、すり合わせの中でこういう形をとらせていただいたという事で、出来るだけ皆さんにご理解いただけたらと思っております。

委員長

それとすいません、広報発行常任委員会、名称は、この5名となっております。議長はその中へ一旦これも入りますが、当然その下に書かせていただいておりますが、会議へ諮り辞退という形で欠員1で4名で4常任委員長で編集、発行していただきます。当然発行責任者は議長であります。編集委員長、委員長は別の人になってきます。そういう形で今と同じような形で、ただ4名、現在でしたら6名ですが4名で責任をもって委員長が、各自分の所属する委員会の事も、いろんな今みたいな委員長報告の要約版のような形でなくて、実際今こういう事をこの委員会では、今、里川副委員長もおっしゃいましたが予算常任委員会としてはその予算のあり方という事についても色々書いていただける、そういう事を期待を含めて委員長の充職、そして議長は一旦ここに入っておりますが、議長は別の責任者という形でその委員会からは抜けていただく、そういう形をとらせていただきます。何回も言いますがこの、一旦議長もこの常任委員会、自治法上、所属をせずに当初から出しておくという事は不可能ですので、その点はちょっと複雑な感じに見えますがこれはいたし方ないという事ですので、議長と言えども議員ですので、この自治法では議員は、となっておりますので、少なくとも1つの常任委員

となるものとし、という事になってますので、条例で議長を除くという事は、これはそういう条例は制定できません。そして、もう1つ心配なというか、色々な事もあるんですが、局長とも色々相談しましたが、もし2年という事で皆さんこれをやっていただける。途中で議長が、議長を辞任された場合に、そしたら当初のこの予算常任委員会、それから広報常任委員会へ帰る方法しかないんですね。そうした場合にこの人数的なこともありますので、どうする、という事も検討しました。幸いに閉会中では議長の扱いで所属変えも可能になりましたので、それらが弾力的な扱いも出来るな、という事でこのような提示の仕方、提案をさせてもらってますので、加えておきます。

この事で色々、何かちょっと色々言うてしまいましたけど、皆さんのご意見を聞かせていただきたいと思います。どうですか。 浦野委員。

浦野委員 大まかなところ、これでいいかと思うんですけど、松田委員最初、当初おっしゃったのは、議員定数の話が財政健全化の話で当初、去年ですか、ありましたと思うんですけど、その時は複数の常任委員会には所属出来なかったのが、今やってる3常任委員会を堅持という事で各委員会の所属メンバーの数につきまして、今の15名という事になったと思うんですね。それ以降、自治法が改正になりましたので、複数の常任委員会に入れるという事になりましたので、いろんな時点、時点での議論があったと思うんですね。今の時点ではこういった常任委員会、5つの常任委員会というのは大まかなところ賛成するんですけども、やはり今副委員長おっしゃっていただいた、国からの入につきまして色々削られてくるなか、やはり議員定数につきましては、私は最初から今の15、1名減ではもっと出来れば削減したいなと、やはり削減すればするほどそれだけ財政健全化に繋がるわけですから、議会効率よく、という事で未だに考えておるわけなんですけれども、従いまして、今副委員長の方からこれは一つの過渡期と言いますか、暫定処置としてこういう方向でいいかと思うんですけども、それと4月の選挙には1名減の15名で望んでいくというのも、大まかなところいいわけなんですけれども、今後

やはりますます入の方は削減されてくると、財政的に健全化をもっとも
っと考えていかないといけないと思うわけなんです。従いまして暫定的
に決めるという事は大まか賛成しますけれども、やはり引き続き財政健
全化に向けて継続審議は必要であると考えます。以上です。

委員長

誠に申し訳ないけど、財政健全化というのが、議員定数を減らすとい
う事だけじゃ、私はあまりにも幼稚な考え方だと指摘します。人数を減
らしていく事によって、議会という機能がなくなっていくんだという事
をしっかりとやはり考えてもらいたい。その事が財政健全化の時に色々、
副委員長からも意見言うてました。私らも意見を言うてました。住民か
ら見たら議員何してるんだと、そういう事を思われるような議会活動し
たらダメですよという事でね、その事は皆さん認識してくださいという
事で、前里川委員長もあの15名の定数を提案する時にしっかりとおっ
しゃったはずなんです。そここのところを漏らしてもらってたら困るとい
うことなんです。議員定数を減らすという事が財政健全化だというよう
な、そういうPRの仕方してもらったら困るという事は、私はあえても
う一回言いますよ。それとね、この事で15名で出発して、最初に里川
副委員長もおっしゃってるようにね、この事によってもう一度運営をし
ようと、何かこれだけにしたらまた15名を減らすという事に対してね、
もう検討しないんだと、そのようなニュアンス、考えを示しておられる
ように私は思えて仕方ないんですね。以前もこの委員会でこの自治法改
正は浦野委員は議員定数を減らす為にこういう具合に改正されたという
ような事をおっしゃったので、私は違いますと、議会という機能を保つ
ために少ない人数でどうすればいいのか、という事で複数常任委員会制
度を取り入れられたんです、ここらにもきちっと書いてますやん。だか
らこれを活用する、そして先程から色々議論してますように、補正予算
の審議内容については、以前からどうすべきだという事を何回も繰返し
てやっています。一つの議案を分割して建水へとやってしまうのか、一般
会計の補正予算ですよ、そんな事どないして審議出来るんやという事で、
そしたらもう全体へかけていくのか、そしたら委員会付託の意味がなく

なってくる、それらの事を色々研究した上で、今の自治法改正をまともに受けて出させていただいたのがこういう形になってます。そして、この事によって、最初副委員長もおっしゃったように、これをベースにして次年度というか、4月からの15人の定数の中でやっていく、そうした中でまだ定数を減らす事が可能なかどうか、その定数を減らすことが目的じゃないんです。まず議会の機能をずっと堅持していかなきゃいけない。今までの5名の中でやってきた時、今やってる中でも2名欠員が出来た。そしたら4名のところがある。そしてまたこの11日には4名の厚生常任委員の中で委員長が辞職願出されてそれが許可された、今3名なんですね。その常任委員会です。それが常任委員会と言えるんですか、という事です。もう一つちょっと確認させていただきたいんですけどね、3常任委員会というのは過半数の常任委員会を作らないという大前提の下で進めてるんですが、その事については浦野委員は2常任委員会でもええとか、確かにね、色々定数を議論して、昨年度は浦野委員は議運の委員じゃなかったんで、全協か何かで聞かせていただいた中に、12名という事をおっしゃってました。そして、3つの常任委員会で4名の委員会もしくは2つの常任委員会で6名の委員という事で私は記憶してるんですが、その考えをずっとお持ちのように思います、今の話聞かしていただいたら。その事についてはね、どのように今、考え方も、まだ同じような2常任委員会でもいいという事をお持ちなのか、12名という数字を目指していくという事も何か入れておられたという事も、私は現物見てないからあれやけど、新聞の折込を入れておられたということなんですが、それは議会運営委員の中で今こうして複数常任委員会とかいろんな事、自治法の改正に伴ってね、検討してる中でね、私はあまり好ましくない行為だなと、見てないから分かりませんが、違ったらごめんなさいね。だけど、去年の議員定数の議論の中で確か浦野委員は私が今言うた形で12名という形を出されて、その中で3常任委員会4名の委員会と、もしくは2常任委員会で2名、これは私は、まさしく失礼な言い方になるかと思いますが、数合わせにすぎないと、そのように思ってたんですが、それと同じような考え方をまだお持ちな

のかなという、今そのように思ったんですが、この議論の中でそちらへ触れていくのはどうかなと思います、その点もやっぱり確認してもらった上で、これについての議論、また話していただきたいなと思うんですが、どうなんでしょうかね。

浦野委員　これ、複数に所属できるとなりましたので、やはり常任委員会3つは必要だなと今は思っております。過去、そういう事はあったと思うんですけども、やはりこういう風に常任委員会が細部に渡れば渡るほど、十分審議出来るかなと思いますし、もちろん委員数も3名か4名、今、厚生委員の方は非常に少なくなっておりますから、少ない人数では十分審議できないということは分かっております。ただその裏腹にやはり議員を減らす事によって、デメリットもありますけどやはり減らせば減らすほど、財政が健全化できるわけですから、その辺の吊り合いの点で、いかに減らすかが意義じゃないですけど、十分審議する、住民の付託に応えるというのはもちろん大前提ですけれども、従いまして常任委員会の数におきましては、少なくとも総務、厚生、建水、それと里川副委員長おっしゃった予算、これにおいては、私は4つは必ず必要であると思っております。今の時点で。

委員長　広報についてはどうですか。

浦野委員　広報につきましては、今までどおり特別委員会でいいとは思ってんですが、やはり常設しておいて、広報発行も各定例議会ごとに広報委員会があるわけですから、常任委員会の位置付けでも、今のこの素案でもいいかと思えます。

委員長　中西委員どうですか。

中西委員　私の場合は、前回出させていただきました形と今、素案作っていただきましたのとほとんど内容的には変わりございませんので、こういう形

で進めていただければいいかと思えます。

委員長

中西委員に前回出していただいた中身と近いのかなと思いますが、あの中で7名という事についての色々考えておられる事も、あこの場所では色々していただきましたが、その時には私は7名もOKかなというような感じで考えておりましたので、そのような話をさせていただいたと思えますが、その後色々検討していく中で、7名という事についてはちよっと避けた方がいいだろうなど、委員会付託する中でね。それと、人数的には建水と広報を5名ずつという形で前回提案していただいています。広報につきましては5名ですが、一つは、ここには議長はどの委員会にも所属しないものとするを書いていただいていますので、最初から辞退できるという意味での定数という形でこれは出していただいたかなと思うんですが、その中で建水を5名という形をとっていただいていますし、基本的にはおっしゃってるとおりになってくるかなと思えます。

それと、浦野委員は、予算決算広報を一つの常任委員会という形で以前は提案していただいていたので、それから総務常任委員会7名という形で、他を5、5、5という形とっておられますので、数、人数的には今私らが提案させていただいている広報についてはね、これは人数の加減で予算と決算と広報、仕事の内容がこれ3つ重なっていけるのかなという形を出していただいたのかなと思えますし、総務の7名というのは松田委員が言われてたと思うんですが、概ねだいたいこういう案で了承していただいた、了承していただけるという事で理解させていただきます。

35分まで休憩させていただきます。

(午後3時20分 休憩)

(午後3時35分 再開)

委員長

再開いたします。

先程の色々な意見をお伺いいたしておりました。一応、浦野委員も中西委員もこの素案に対して正副委員長素案に対して大筋了承していただ

いているという風に考えておりますが、松田委員どうでしょうか。

松田委員 最終で決まるんやったら、採決してください。私はもう具体的に書いてるんやしね、言うてるんやからね、今さらその云々とそう簡単に変えられると、簡単に考えてはいないんでね。初めから15名案を言う時からだいたい原案としてはこういう関係を言うてるんでね。しょーもない所で妥協してたらあかんなど。

委員長 定数の方につきましては、先程から申し上げてますけど、次年度15名ということで進めさせていただいて、この自治法の改正されたということも最大活用させていただいていく方向がこういう形かなと、正副委員長の中で色々議論した中でのなってる話、そしてこういう形で進めていって、その中で再度提出については議論していこうと。ちょっと浦野委員に対しての私の、ちょっときつい言い方しましたが、そのこういう運営をしていってどうなのかと。その中でまた財政的なことも勘案して、この中15名からまた減らしていける要素があるのかないのかを探りながら次年度からも続いていくんだと。ちょっと浦野委員の揚げ足をとるようなことを発言をしまして、反省してるんですが、定数を下げることが財政健全化というような表現もあったので、ちょっときつく言いましたが、あくまでも今の15名の定数は次年度ということ、前々回ですかね、議運でも確認させていただいたという経緯もありまして、今ここでこの案についてどうだこうだと議会運営委員会としての結論は私は今とるべきではないと、そのようにも思いますし、この後、この一番、1ページ目にちょっと私の方から書かさせていただいておりますけど、この今日の委員会で一定の取り纏め、多数の委員さんからは一応了承いただきましたので、やはりちょっともう一度検討せえという委員さんもおられますということで、全員協議会にそういう旨も加えて報告して、全委員からの意見もお聞きして、次回の議会運営委員会でその事も踏まえての改正委員会条例案も添付させていただいて、その中で結論を導いていきたい。そして、3月議会の最終日に出来れば議員提案をさせてい

ただきたいなとそのように思っておりますが、今日のところはこの素案についての採決というのとはなくて、そういう日程で進めさせていただきたいと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

議長 先程委員長ね、議長も議員やから一つの常任委員会には所属せんなあかんねと。せやから最初から議長を省いた委員定数を定められへんという法律上ということやってんけどね、その法律上、一旦所属して、それを会議にかけて辞退するのは法律上問題ないんですか。

委員長 出来たら局長ちょっと。

事務局長 この自治法の改正の中で、色々な取り扱いあると思うんですけど、少なくとも議員は一つの委員会に所属するということでございますので、まずどこかに所属をしていただくと。その上で会議に諮っていただいて、議長については議長採決とか色んな権限もございます。また、オブザーバーで入っていただくこともございますので、辞退をしていただくということについては申し合わせみたいな条項の中で決めておいていただいて、本会議でそういうことで議長から発言をしていただくという風に進めていく方向だろうと。まだこういう複数常任委員会制をはっきりとつくられて実施された所はないんですけども、議長が辞任される時にはそういう取扱いをされるべきということも聞かせていただいております。そういう方法でしていただくのがいいんじゃないかと思っております。以上です。

委員長 どうですか。

議長 一つの委員会、一つ以上の委員会に入れるというのは、一つに入らなあかん、一旦入るけど、辞めてしてそれを会議で認められて、辞めて委員会に所属してないのは法律上問題ないということいいんですか。はい。

委員長

他ございませんか。

それでは本日の審議はここまでとし、早々に議長から全員協議会の開催をお願いし、本日までの議会運営委員会での審議の報告をさせていただき、議員皆さまからのご意見をお聞きし、次回の議会運営委員会で意見整理をし、条例改正案等の取り纏めをいたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、継続審査の①に係ります議会の複数常任委員会制に関する事項につきましては、本日はここまでといたします。それでは(1)継続審査①町議会の財政健全化と議員定数については以上で終わります。

次にその他についてを議題といたします。

何か委員さんの方からございませんか。

(な し)

委員長

議長の方から何かありませんか。

(な し)

委員長

事務局の方から報告等しておくことはありますか。浦口事務局長。

事務局長

事務局からの報告ということではないんですけれども、先般、三木議員については1月11日付で議員辞職をされて、議長の方で閉会中でしたので許可されております。このことで、所属されておりました厚生常任委員会、現在4人でしたが、3名ということで、欠員が条例からいきましたら2名欠員という状況になってございます。この年度の初めに各委員会、欠員は少なくとも一人ぐらいに抑えるという

ことで、総務委員会についても欠員があり4名でこられた訳であります
が、現在5名ということで運用していただいております。三木議員につ
いては、厚生常任委員会と議会運営委員会、それから都市基盤整備特別
委員会。広報委員会についてはもうすでに委員名簿の方からは抜かれて
おりますけれども、この3名で実際に委員会をされるとなると、委員
長を除きますと1対1というような形にもなりますので、常任委員会
の所属換え等についてこの議会運営委員会でご議論していただければな
と思っております。それからこの複数常任委員会制やなしに議員の各常
任委員会の所属換えについては、会議規則等について、本会議で諮って
いただければいけるとなっておりますけれども、2月閉会中には委員
会は予定はしておりますけれども、これは本会議にかけてではございませ
るので、そのまま3名でやむを得んかなと思っておりますけど、3月には会期
中の付託案件等もございしますので、早めに議会運営委員会での辺色々
ご議論をしていただいて、また全協の方でも議長の方から諮っていただ
いて決めていただくということでお願いをしておきたいと思っております。よ
ろしくお願いいたします。

委員長

ただ今局長の方から説明がありました。まず、常任委員会の所属換え
ということで、現在、定数一杯が建設水道常任委員会5名ということに
なっております、説明があったように、総務常任委員会も1名欠員と
いうことになっておりますので、私は建設水道常任委員会の方からね、
1名厚生の方へ、これは3月議会の初日に所属換えという手続きをとっ
て、局長も説明しておりましたが、閉会中のこれには3名で副委員長
の下に厚生の副委員長でもあります、里川副委員長に開催していただこう
ということで、そのような方向で進んでいくのがベターではないのかな
と思っております。何かこのことについて、ご意見をお伺いしたいと思います。

このことで、こういう形で任期中なんとかしていかねばいけない
んかなと、そのように思いますが、そうした中で、これも全く私、建設
水道常任委員会に所属しております、勝手なこと言うたらまた建水の

委員長に叱られるかもわかりませんが、建設水道常任委員会に中川議長が委員として所属していただけてますけどね、出来たら、浦野建設副委員長ともちょっと相談をしていたんですが、中川議長、中川建設水道常任委員さんの所属換えを議長自らが諮っていただきたいなどそのように思いますので、ちょうど議長もおられますし、議会運営委員会なんかでそういう意見が纏ったらちょっとそのようにやっていただきたいなどそのように思います。この辺についても議会運営委員会としてはそういう形です承していただけますでしょうか。それでまあ議長の方も。

議長　　今委員長おっしゃってくださったように、私としてはオブザーバーとして厚生常任委員会の委員会にも出席させていただいておりますので、福社会館の建設も目の前に来てますので、建水は5名で至ってる数字で総務常任委員会はもう1名足らずということであるのであれば、建水から1名、その中でも厚生に出席させてもうてる私が行かしてもらったらいいのではないかなと考えます。取扱い上、問題なければ。

委員長　　そういうことで、これはもう初日の、これはまた次の議会運営委員会できちっと次第とかやってもらってここで返事させてもらおうということで、会議に諮らなければいけないので、そういうことでということです承お願いします。

それと議会運営委員会の方へ、そしたら広報につきましてはもう既に最終版でちょうどその記事も載せまして、委員から削除といいますか。

里川委員　　広報委員会ではね、常任委員会、この今期の初めにさっき局長言ったように、定数より1名欠員でてるという状態はええけどそれ以上の2名とかの欠員になったらいかんやろというようなことで、常任委員会の委員を決めるスタートしたと。そういう中においても特に広報については元々6というのが定数だったもんですからね、1名今辞職願出されて許可されたということであればもうその状態のまま広報委員会としては行ったらええやろという事でもう委員会の中で委員さんたちに諮ってそう

いう風にさせていただいたんです。それは広報としてはそういうやり方を採用させていただいたという事なんです、ただあと常任委員会はそういうやり方で決めたものの、議会運営委員会と都市基盤の特別委員会については条例定数あるんですよね。その中でそれをそのままにしといていいのかどうかということについても、一応気にはなっていたところなんですけれども、あともう残りわずかというところもあるんですけどね、多分そのこと委員長おっしゃるつもりだったんだらうと思うんですが、私としてもその広報はそういう判断させていただきましたけれども、議運と都市基盤についてどうなんのかというのはちょっと心配だったので、それについてまた皆さんご協議お願いしたいと思います。

委員長

今、副委員長がちょっとこの前の打合せのこともありましたので言ってもらいましたが、議会運営委員会としても議会運営委員会は7名ですので既に1名、それで先程から色々2名をとという話もありまして、1人また1人、これ2名欠員という形に現在なってしまっているんですが、厚生常任委員会から1名、議会運営委員会委員さんを選出していただくかどうかということで、皆さんのちょっとご意見をお伺いしたいなど。それらも含めてちょっとお伺いしたいんですが、どうでしょうか。

定数から2名欠員が出来るのは避けるというのが、今年度の当初の臨時議会の中でのね、全体で2名欠員が出来てる状態での常任委員会を決める時の一つの指針という形でこの議会運営委員会でどうするというのを色々検討していただいて、当時私は委員でしたけど、里川委員長の方でしていただいて、松田委員からね、その2名というところを作らないという形でやっていったら解決するん違うかということで、それをとらせていただいたそのように私は記憶しております。

皆さんちょっと色々意見いただきたいんですけど、私としてはね、もう残りわずかですから、今色々皆さんにご協力得ながら諮問されていることを何とかこなしてきてますし、今新たに厚生の方から来ていただいた方に色々な意見をまた求めていくのが筋かもわかりませんがね、厚生委員会から議運の副委員長でもある里川委員もおいでですし、厚生

についても色々検討させていただける要素もありますしね、特段補充していただきたいという気持ちは、ちょっと語弊あったらいかんけど、私はこの今のメンバーで進めさせてもらう方がまとまっていけるのかなとか、色々な意見もいただけるのかなと思いますしね。4名に増えたと言っても議長が行ってもらおうということになれば、あとの2名の方から来ていただくということになりますし、皆さんこんだけで色々議論していきましようと言うてもらえたら、委員長としてもそういう形で厚生の方へ申し上げたいと思うんですが。 浦野委員

浦野委員 それで結構かと思います。

委員長 そうですか。
どうですか、そしたらもう補充しないでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 そしたら議会運営委員会も補充していかないということで。
それで、あと都市基盤の委員でもありましたので、都市基盤の委員長、都市基盤の委員さんはおられますか。この議運の中に。いてない。都市基盤の委員長ちょうど傍聴においでですので、ちょっと一考だけ聞かせてもうとくことは。そうかも特別委員会のことですから私らもあまり何も言わない方がいいのか。今の議論を踏まえて判断してもらおうということでもいいのか。その辺はどうなんか。そしたらそれはもう議会運営委員会としてはこうしてますということだけで報告させてもらって、特別委員会の方は補充されるかされないか。特別委員会もこれ言うてみたら2名欠員になるんです。設置した時は7名。だからそういうことで、この今の局長から三木議員の辞職についての所属委員補充するとかそういうことについてはこれで終わっておきたいとそのように思います。

それじゃあ他に何かございませんか。もう局長それだけ。

全協はね、今先程言うたけど、全協の日程についてある程度固まって

るといふかね、あるのちょっと。

議長 局長の方から私の日程空いてるの見ていただいたら、2月の7日水曜日が一応空いてます。他の議員さんの都合もありますから、一応私の議長としての公務が空いてる日は2月7日ということでお伝えしておきます。

委員長 ちょっと議運の方に聞いて、どうですか。
今日のこれを全協でもう一回話するだけですんで、もしどうしても議運の委員さんで都合悪かったらそれはもうあれやし。

里川委員 2月5日は農業委員会の現調なんです、私。9時から農業委員会の現調ありますんで、昼からとかの設定になるんやったら別に構いませんけども。

委員長 そしたら昼からでも。13時30分からでも。
そしたら一応、全員協議会を議長の方で2月5日の13時30分からということを開いていただくということを確認いたしまして、この委員会を閉じたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは以上をもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。長時間どうもご苦労さまでした。

(午後4時04分 閉会)
